



うるま市告示第 36 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、うるま市景観計画を定めたので、同法第 9 条第 6 項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 3 月 28 日

うるま市長 島 袋 俊 夫



1. 計画の名称

うるま市景観計画

2. 縦覧場所

うるま市都市計画部都市計画課